

岡山駅東口駅前広場噴水再活用希望者募集要項

令和6年1月4日

1. 趣旨

岡山市が実施している岡山駅前広場への路面電車乗り入れ整備事業では、駅前広場の噴水を撤去し、新たな親水施設を設置することとしている。

噴水は、長年、待合場所などとして市民に親しまれており、再活用を希望する声もあったことから、噴水を地域の活性化等、まちづくりへ活かすため、再活用希望者の募集を行う。

2. 噴水譲渡の概要

(1) 噴水の概要

- ア 名称：ふれあいの泉
- イ 形態：ピーコック噴水
- ウ 完成年月：昭和50年4月
- エ 寸法、形状：別紙①のとおり
- オ 現在の維持費：年間 約600万円（ノズル交換など）
- カ 現在の稼働期間：3月～11月

(2) 噴水の譲渡範囲：別紙①のとおり

(3) 作業及び費用の負担

噴水（譲渡範囲）の撤去、運搬、保管、噴水受入地への設置、その後の維持管理に係る全ての作業（以下、「噴水受入作業」という。）は噴水を譲渡する者（以下、「噴水受入者」という。）の責任において実施することとし、その費用（以下、「噴水受入費」という。）は、噴水受入者の負担とする。

(4) 噴水譲渡の条件

- ア 噴水受入者は、噴水の受入地を岡山市内に確保すること。
- イ 噴水受入者は、噴水撤去可能期間内に噴水（譲渡範囲）の撤去を行うこと。
噴水（譲渡範囲）の撤去可能期間は、令和6年4月～5月を予定している。
ただし、岡山駅前広場への路面電車乗り入れ整備事業の進捗により、撤去可能期間を変更する必要があるため、その場合は、噴水受入者の責任において対応すること。なお、撤去可能期間の変更によって新たに生じる噴水受入作業及び噴水受入費については、噴水受入者が全て負担すること。
- ウ 噴水受入者は、噴水撤去の計画（撤去日時、使用機械、安全管理等）について、岡山市と事前に協議のうえ決定し、必要となる法手続き等は自らの責任において実施すること。
- エ 噴水受入者は、噴水（譲渡範囲）の撤去について、岡山駅前広場への路面電車乗り入れ整備事業に関連する工事と工程、作業ヤード等調整すること。
- オ 噴水受入者が噴水（譲渡範囲）を撤去した後、その作業によって発生した段差等により、歩行者等の通行の安全が確保できない状態となった場合、噴水受入者は速やかに岡山市と協議をし、段差解消等の処置を行うこと。また、その処置に要する費用は、噴水受入者が全て負担すること。
- カ 岡山駅前広場への路面電車乗り入れ整備事業の進捗により、本募集を延期もしくは中止する可能性がある。本募集の延期もしくは中止によって生じる噴水受入作業及び噴水受入費については、噴水受入者において負担すること。また、噴水受入希望提案者（以下、「提案者」という。）又は噴水受入者が、噴水（譲渡範囲）の撤去可能期間変更、本募集の延期もしくは中止に起因した損害や不利益等について、岡山市は一切の責任を負わない。

(5) 最低売却価格

噴水の最低売却価格は82,000円とする。

3. 応募資格

次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、本募集に応募することはできない。

- (1) 法律行為を行う能力を有しない者。
- (2) 破産者で復権を得ない者。

- (3) 国税又は地方税を滞納している者。法人の場合は代表者その他役員が国税又は地方税を滞納している者。(国税徴収法第92条(買受人の制限)に該当)
- (4) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定するものをいう。)である者。法人の場合は代表者、役員又は従業員が暴力団員である者。
- (5) 18歳未満の者。
- (6) 日本語での対応ができない者。
- (7) 日本国内に住所、連絡先がいずれもない者。

4. 日程及び期限

内 容	日 程 ・ 期 限
募集要項等の交付	令和6年1月4日(木)～令和6年2月9日(金)
質問受付期間	令和6年1月18日(木)正午まで
質問回答	令和6年1月31日(水)午後5時までに掲載予定
応募書類の提出	令和6年1月4日(木)～令和6年2月9日(金)午後5時必着
ヒアリングの実施	令和6年2月(予定)
審査結果の通知	令和6年3月上旬(予定)
売買契約	令和6年3月(予定)
売買代金の納付期限	令和6年4月上旬(予定)

5. 募集要項等の交付方法

岡山市ホームページ(事業者情報>入札・契約>その他の入札情報>企画競争・その他>令和5年度)からダウンロードすること。

6. 募集要項等に関する質問受付及び回答

募集要項等に関する質問がある場合は、次に掲げるとおり受け付ける。ただし、評価基準の配点等、審査に支障をきたす質問は受け付けない。

(1) 質問書受付方法

募集要項等に関する質問書(様式第1号)により、電子メールで、メールの件名を「【質問】岡山駅東口駅前広場噴水再活用」として、岡山市 都市整備局 都市・交通部 交通政策課へ提出すること。

提出先(電子メール): koutsuuseisaku@city.okayama.lg.jp

(2) 回答方法

岡山市ホームページ(事業者情報>入札・契約>その他の入札情報>企画競争・その他>令和5年度)へ掲載する。

7. 応募書類の提出

(1) 提出方法

岡山市 都市整備局 都市・交通部 交通政策課宛に、一般書留又は簡易書留により郵送または持参すること。

(2) 提出書類

ア 岡山駅東口駅前広場噴水再活用希望参加申請書(様式第2号)

イ 噴水の利用計画(様式第3号)

ウ 誓約書(様式第4号)

エ 噴水受入承諾書(様式第5号)、土地登記事項証明書(原本、全部事項証明書に限る)

※提出書類 エについては、噴水受入地の所有者が提案者でない場合に提出すること。

(3) 提出部数

ア 正本として提出書類一式 1部

イ 副本として(2)提出書類ア、イの書類10部(住所、氏名、印がないもの)

(4) 注意事項

ア 連絡先(電話番号、電子メールアドレス等)を必ず記入すること。

イ 募集要項等に関する質問回答を確認のうえ、提出すること。

ウ 書類提出期限以降の提出、差し替え、再提出は認めない。ただし、岡山市が必要と認める場合、追加書類の提出や内容の修正、聞き取り調査等を求める場合がある。

エ 書類提出後に辞退する場合は、ヒアリング実施日の前日までに申請辞退届(様式第6号)を提出すること。

オ 提出書類のサイズはA4判縦、カラー印刷、片面印刷とすること。

カ 提出書類の文字サイズは11ポイント以上とする。(図表を除く。)

キ 提出書類には、審査内容をよく理解し作成すること。

ク 副本は、提案者が判別できないものとする。

8. 審査方法等

(1) 審査体制

岡山市噴水譲渡先選定委員会(以下、「委員会」という。)で審査を行い、最適な提案者及び次順位の提案者を特定する。

(2) 審査方法

ア 委員会は、提出書類及び提案者へのヒアリングにより、審査項目について審査を行う。

イ 委員会は、別表1「評価基準」をもとに審査し、ヒアリング出席委員の採点した合計点(以下「合計点」という。)により最適な提案者及び次順位の提案者を特定する。なお、合計点をヒアリング出席委員数で除して(出席委員一人あたりの満点×60%)の点を下回った場合は、最適な提案者として特定しない。

ウ 審査の結果、合計点が同点となった場合、別表1「評価基準」の審査項目のうち、「移設後の利用計画」の合計が高い提案者を最適な提案者として特定する。

(3) ヒアリングの実施

ア ヒアリング時間は1提案者につき20分程度(内容説明10分、質疑応答10分程度)とする。詳細な日時、場所については後日通知する。

イ ヒアリングの出席者は3人以内とする。

ウ ヒアリングは提出された提出書類に基づき行うものとし、資料の追加及びパソコン、プロジェクター等の機器使用は認めない。

(4) 提案者の失格

契約の相手方として決定するまでに提案者が、次のいずれかに該当する場合には失格とする。

ア 「3. 応募資格」を満たさなくなった場合。

イ 提出書類に虚偽又は重大な不備があった場合。

ウ 噴水受入作業の実施が困難と認められるに至った場合。

エ 提案者が個別に委員会の委員と接触をもつなど審査の公平性を害する行為があった場合。

オ 提案者がヒアリングに出席しない場合。

なお、健康上の理由等により急遽出席することが困難となった場合、岡山市に連絡し、岡山市の指示に従うこと。

カ 希望売買価格が最低売却価格未満である場合。

キ その他、噴水受入者にふさわしくない明白な事情が認められた場合。

(5) 特定結果の通知

審査結果については、提案者全員へ書面により通知する。

9 契約手続等

最適な提案者は、審査した結果、最適な者として特定しただけであり、契約を締結するまでは契約関係を生じない。

委員会で特定された最適な提案者は、岡山市と市有財産の売買契約を締結し、岡山市に売買代金を納付する。

(1) 売買代金の納付予定

ア 納付期限：令和6年4月上旬(予定)

イ 納付先：岡山市の指定する口座（銀行振込）

なお、最適な提案者と協議が整わない場合、又は最適な提案者が契約締結するまでの間に、失格条件に該当した場合、次順位の提案者と協議する。

10. その他留意事項

- (1) 提出書類の作成及び提出に関する費用は、すべて提案者の負担とし、提出書類の作成及び提出、その他関連する事項につき、故意または過失のいかんを問わず、提案者が第三者に損害を生じさせても、岡山市は一切これを補償しない。
- (2) 提出書類は、審査以外には使用しない。
- (3) 提出書類は、返却しない。
- (4) 提出書類は、岡山市情報公開条例（平成12年市条例第33号）の規定に基づき開示請求されたときは、開示することにより、当該法人又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、開示の対象となる。ただし、最適な提案者特定期間中は、同条例第5条第4号イの規定により、開示の対象としない。
- (5) この募集において使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は日本国通貨及び円とする。
- (6) 売買代金の全額を納付し、噴水（譲渡範囲）撤去の工事を着手したときから、噴水（譲渡範囲）の破損、盗難および焼失などによる損害の負担は、噴水受入者が負うこととなる。
- (7) 噴水受入者は、売買代金の納付後に噴水（譲渡範囲）の返品および売買代金の返還を求めることはできない。
- (8) この要項に定めのない事項については、その都度、噴水受入者と岡山市が協議の上決定するものとする。

11. 提出先・問い合わせ先

岡山市 都市整備局 都市・交通部 交通政策課 公共交通係（本庁舎6階）

所在地：〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号

電話：086-803-1374

F A X：086-234-0435

E-mail：koutsuuseisaku@city.okayama.lg.jp